

## 協調支援型特別融資保証

### 制度の特徴

金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせ、双方が適切なリスク分担を行うことで、金融仲介機能の一層の強化に資することを旨として創設されました(取扱いは令和10年3月末まで)。

プロパー融資の同時実行等が条件となりますが、信用保証料が一部国から補助がなされるため、保証料負担が軽減されます。

対 象 者	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。 (1)申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。 (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	3年以内(運転資金は1年以内)
金 利	金融機関所定
保 証 料	保証申込の年度により料率体系が変動します 令和7年度中 0.23%～0.95% 令和8年度中 0.30%～1.27% 令和9年度中 0.34%～1.43%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要